

# 学 位 規 程

# 関西外国語大学学位規程

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、関西外国語大学大学院(以下「本大学院」という)学則第 59 条および第 60 条、ならびに関西外国語大学(以下「本大学」という)学則第 51 条第 2 項の規定にもとづき、本大学院および本大学において授与する学位の種類、論文審査その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類および専攻分野等)

第 2 条 本大学院において授与する学位は、博士および修士とする。

2 博士および修士の学位に付記する専攻分野名について、研究科の専攻ごとに次の各号のとおり定める。

(1) 博士の学位を授与するにあたっては、研究科の専攻ごとに次に掲げるものから最も適切な専攻分野名を付記する。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野名)
外国語学研究科	英語学専攻	博士(英語学)
		博士(英語教育)
	言語文化専攻	博士(言語学)
		博士(言語文化)
		博士(日本語学)
		博士(文化人類学)
		博士(比較文化学)

(2) 修士の学位を授与するにあたっては、研究科の専攻ごとに次に掲げるものから最も適切な専攻分野名を付記するものとする。

研究科名	専攻名	学位(専攻分野名)
外国語学研究科	英語学専攻	修士(英語学)
		修士(英語教育)
	言語文化専攻	修士(言語文化)
		修士(日本語学)
		修士(英語ビジネス・コミュニケーション)

第 3 条 本大学において授与する学位は、学士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野名について、学部の学科等ごとに次のとおり定める。

学部名	学科等	学位(専攻分野名)
英語キャリア学部	英語キャリア学科	学士(英語キャリア)
	英語キャリア学科小学校教員コース	学士(教育)
外国語学部	英米語学科	学士(英語学)
	スペイン語学科	学士(スペイン語学)
英語国際学部	英語国際学科	学士(英語国際)

第 4 条 学位の授与を受けた者は、学位の名称を用いるときは、本大学の名称を付記する。

(博士の学位授与要件)

第 5 条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本大学院学則第 47 条に規定する期間在学して所定の単位 16 単位以上を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格した者(以下「課程博士」という)
- (2) 大学院の課程を経ないで前号に掲げる者と同等以上の学力を有することが確認され、博士論文の審査および最終試験に合格した者(以下「論文博士」という)

(修士の学位授与要件)

第 6 条 修士の学位は、本大学院学則第 46 条に規定する期間在学して所定の単位 34 単位以上を修得し、修士論文または特定課題研究の審査および最終試験に合格した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第 7 条 学士の学位は、本大学学則第 17 条に規定する修業年限在学し、同学則第 50 条に規定する卒業所要単位を修得して卒業した者に授与する。

## 第 2 章 博士の学位

### 第 1 節 課程修了による学位

(課程博士の論文提出資格)

- 第 8 条 第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる博士論文は、博士後期課程に 2 年(優れた研究業績を上げた者については、大学院委員会(以下「委員会」という)が指定する期間)以上在学して研究指導を受け、本大学院学則第 47 条に定める単位を修得し、あらかじめ論文計画書を委員会へ提出するとともに、外国語の学力に関する認定に合格すれば、提出することができる。
- 2 委員会の承認を必要とする前項の博士論文計画は、博士論文提出の少なくとも 1 年前(優れた研究業績を上げた者については半年)に研究指導教員の承認を受けておかななければならない。
  - 3 その他必要事項は「学位論文作成要綱」に定める。

(課程博士の論文審査請求)

- 第 9 条 博士論文の審査を請求する者は、研究指導教員の承認を得て、別に定める博士論文審査願、博士論文提出票、博士論文 3 部、博士論文日本語要旨 3 部、博士論文外国語要旨 3 部(博士論文と異なる外国語)、本籍地(外国人の場合は国籍)の記載された履歴書および教育研究業績書を添え、指定の期日までに学長あてに提出しなければならない。
- 2 本大学院の博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得した者が退学後に学位申請論文の提出資格を得ようとする場合は、再入学申請時に資格申請のための論文を提出しなければならない。この場合、資格申請のための論文は、学位申請論文の提出能力があることを示すものでなければならない。
  - 3 前項により、再入学後に学位申請論文の提出が認められた者は、第 5 条第 1 項に定める者に準じて取り扱う。

(課程博士の論文審査)

第 10 条 博士論文の審査は、学長が指名した審査委員が行う。

- 2 審査委員は、主査および当該論文に関連ある大学院設置基準第9条第2項に規定する資格を有する教員2名以上で構成する。ただし、本学および他大学等の大学院設置基準第9条第2項に準ずる資格を有する教員等を審査委員に加えることができる。

(課程博士にかかる最終試験)

第 11 条 第5条第1項第1号に掲げる最終試験は、博士論文を提出した者の研究成果を確認することを目的に、前条に規定する審査委員が当該博士論文を中心にして関連事項を含め口頭試問および母語を除く2カ国語の外国語能力に関する認定により総合的に判断する。

- 2 口頭試問は、原則公開にて行う。ただし、必要に応じて、外国語能力を確認するため筆記試験を課すことができる。

(課程博士の論文審査等の期間)

第 12 条 博士論文の審査および最終試験は、当該論文を受理したときから、原則1年以内に終了するものとする。ただし、必要がある場合は、期間を短縮または延長することができる。

(審査の終了報告)

第 13 条 審査委員は、博士論文の審査および最終試験が終了したときは、文書で学長に速やかに報告しなければならない。

(課程博士の授与の決定)

第 14 条 学長は、委員会の議を経て学位授与の可否を決定する。

## 第 2 節 論文提出による学位

(論文博士の学位申請)

第 15 条 第5条第1項第2号の規定により博士の学位を得ようとする者(以下この節において「学位申請者」という)は、別に定める学位申請書、博士論文提出票、博士論文3部、博士論文日本語要旨3部、博士論文外国語要旨3部(論文と異なる外国語)、住民票等本籍地(外国人の場合は国籍)を証明できる書類、履歴書、教育研究業績書および審査手数料250,000円を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 博士論文の審査のために必要があるときは、関係資料の提出を求めることができる。
- 3 学長は、委員会の中から3名以上の委員を指名し、その意見を踏まえ学位申請の受理の可否を決定する。
- 4 博士論文が受理された場合は、納付された審査手数料を返還しない。

(論文博士の論文の審査前の学力の確認等)

第 16 条 前条の学位申請を受理したときは、当該申請者について、外国語および専攻分野に関する学力に関する確認を行った後に博士論文の審査を行う。

- 2 外国語および専攻分野に関する学力の確認は、2カ国語以上について、原則として筆記試験によって行う。
- 3 学長は、学歴および教育研究業績等により学力の確認を行い得ると認めるときは、第2項の試験の全部または一部を免除することができる。

(論文博士の論文の審査および学位の授与等)

第 17 条 学位申請者の博士論文の審査、最終試験および学位の授与の決定等については、第 10 条、第 11 条、第 13 条および第 14 条の規定を準用する。

- 2 博士論文の審査および最終試験は、当該論文の受理の決定をしたときから、原則 6 か月以内に終了するものとする。ただし、必要がある場合は、期間を短縮または延長することができる。

### 第 3 節 学位授与報告および博士論文の公表

(学位授与報告)

第 18 条 学長は、第 14 条または第 17 条の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(論文要旨等の公表)

第 19 条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 か月以内に、当該学位の授与にかかる論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(論文の公表)

第 20 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表していたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、委員会の議を経て、当該博士の学位の授与にかかる論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、求めに応じて閲覧に供し得るよう、論文の全文を管理しておかなければならない。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、インターネットにより行う。

## 第 3 章 修士の学位

(修士論文の提出資格)

第 21 条 第 6 条に掲げる修士論文は、博士前期課程に 1 年以上 (優れた業績を上げた者については、半年以上) 在学し、所定の授業科目について 20 単位以上を修得した者または修士論文審査終了までに 30 単位の修得する見込みのある者が、あらかじめ研究指導教員の承認を得た論文題目を指定の期日までに学長に届け出ていれば、提出することができる。

- 2 その他必要事項は「学位論文作成要綱」に定める。

(修士論文審査請求)

第 22 条 修士論文の審査を請求する者は、研究指導教員の承認を得て、別に定める修士論文審査願、修士論文提出票、修士論文 3 部、修士論文日本語要旨 3 部、修士論文外国語要旨 (日本語以外の 1 カ国語) 3 部を添え、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 修士論文の審査のために必要があるときは、関係資料の提出を求めることができる。

(修士論文の審査)

第 23 条 修士論文の審査は、学長が指名した審査委員が行う。

- 2 審査委員は、主査および当該論文に関連ある大学院設置基準第9条第1項に規定する資格を有する教員2名以上で構成する。

(修士にかかる最終試験)

第 24 条 第6条に掲げる最終試験は、審査委員が修士論文を中心にして関連事項を含め口頭試問により総合的に判断する。

- 2 口頭試問は、原則公開にて行う。ただし、必要に応じて、外国語能力を確認するため筆記試験を課することができる。

(修士論文審査等の期間)

第 25 条 修士論文の審査および最終試験は、在学期間内に終了するものとする。

(特定の課題についての研究の審査等)

第 26 条 本大学院学則第46条第2項にもとづく特定の課題についての研究を行う場合は、本章の「修士論文」を、「特定の課題についての研究」と読み替えるものとする。

(審査の終了報告および修士の授与の決定等)

第 27 条 審査等の終了の報告および修士の学位授与の手続等については、第13条および第14条の規定を準用する。

## 第 4 章 学位の取消その他

(学位の取消)

第 28 条 学長は、本大学院において博士または修士の学位を授与した者が次の各号のいずれかに該当したとき、委員会の議を経て、学位の授与を取り消して学位記を返還させ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき
- (2) 名誉を汚辱する行為があったとき

(学位論文の保存)

第 29 条 審査を終了した学位論文は、本学図書館に保存する。

(学位記の様式)

第 30 条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

(雑則)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に指示する。

(改廃)

第 32 条 この規程の改廃は理事会が行う。

附 則

- 1 本規程は、昭和54年4月1日からこれを施行する。
- 2 従来の学位規程(昭和48年4月1日制定)は、昭和54年3月31日をもって失効する。

改正 平成元年4月1日

平成2年4月1日

平成3年9月15日

平成16年4月1日

平成16年9月16日

平成17年12月1日

平成19年4月1日

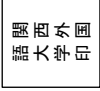
平成26年4月1日

附 則

- 1 この学位規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学位規程は、平成27年4月入学生から適用し、それ以前の入学者については、従前どおりとする。

別表1 大学院の博士後期課程を修了した場合

学位記

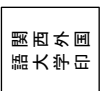

 氏名  
 年月日生

右は本学大学院外国語学研究科博士後期課程○○○専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日  
 関西外国語大学学長 ○ ○ ○ 学長印  
 課程博 第○○○号

別表2 論文提出による場合

学位記

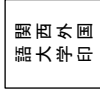

 氏名  
 年月日生

右は本学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日  
 関西外国語大学学長 ○ ○ ○ 学長印  
 論文博 第○○○号

別表3 大学院の博士前期課程を修了した場合

学位記

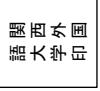

 氏名  
 年月日生

右は本学大学院外国語学研究科博士前期課程○○○専攻の課程を修了したので修士(○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日  
 関西外国語大学学長 ○ ○ ○ 学長印  
 第○○○号

別表4 学部を卒業した場合

学位記


 氏名  
 年月日生

右は本学○○○学部○○○学科において所定の課程を修め卒業したので学士(○○○)の学位を授与する

(和暦)○○年○○月○○日  
 関西外国語大学学長 ○ ○ ○ 学長印  
 第○○○○○号